

群馬県歯科口腔保健推進計画

平成26年3月
群馬県

「群馬県歯科口腔保健推進計画」の策定にあたって

超高齢社会が進展する中、生涯にわたり生き生きとした生活を続けるためには、歯と口腔の健康を保つことは大変重要です。

群馬県では、県民の皆様が長く歯と口腔の健康を保ち、生涯にわたって健康で質の高い生活を送ることができるよう、平成25年4月「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定したところですが、このたび、この条例に基づき平成26年度を初年度とする5か年計画である「群馬県歯科口腔保健推進計画」を策定しました。

この策定に御尽力いただきました群馬県歯科口腔保健推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

この「群馬県歯科口腔保健推進計画」は、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」における政策分野「健康・医療」のうち、「健康づくり」を担う個別計画であり、群馬県の歯科口腔保健施策に関する基本計画です。

「群馬県歯科口腔保健推進計画」では、県民の歯科口腔保健の総合的な推進を図るため、「3つの施策の柱」を示し、歯科口腔保健施策の目指すべき方向と具体的な目標を定めました。また、県が取り組むべき施策のほか、県民の皆様をはじめ、各関係機関に取り組んでいただきたいことを期待される取組として明示しました。

群馬県が未来に向かって大きくはばたくためには、心身ともに健康で活力ある県民の皆様の方が必要となります。県では、この計画に基づき、県民生活により身近な市町村、歯科口腔保健を担う関係機関等と連携し、県民の「歯と口腔の健康」の保持増進に努め、「健康寿命の延伸」を目指してまいりますので、皆様の一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

群馬県知事 大澤 正明

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目指すもの	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	1
5 計画の基本的な考え方	2

第2章 群馬県の歯科口腔保健施策の現状と課題及び取り組むべき施策

1 歯科口腔疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、維持向上に関する施策の推進（年代ごとの特性等を踏まえて）	
（1）胎生期	5
（2）乳幼児期（出生～5歳）	7
（3）学齢期（6歳～19歳）	10
（4）成人期（20歳～64歳）	13
（5）高齢期（65歳～）	17
2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	
（1）障害児（者）	20
（2）要介護高齢者	22
3 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	
（1）人材の確保と育成	25
（2）医療連携による歯科口腔疾患対策	26

第3章 計画の推進と進行管理及び評価

1 推進体制と役割	28
2 計画の進行管理と評価	28

参考資料

個別目標一覧表	29
用語解説	31
群馬県歯科口腔保健推進計画策定委員会名簿	34
群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例	35

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年8月施行）第13条では、都道府県で行うべき歯科口腔保健施策について、総合的に実施するための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう規定され、「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」（平成25年4月施行）第10条では、県は厚生労働大臣が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成24年7月通知）を勘案して、歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針、目標、計画その他の基本的事項を定めることとされています。

これらの規定に基づき、群馬県における歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に進めるために策定します。

2 計画の目指すもの

歯と口腔の健康を保つことは、私たちがいつまでも健康で、元気な生活を続けていく上でとても重要です。

この計画を策定し、歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に実施することにより、「誰もが必要とするとき必要な歯科口腔保健サービスが受けられること」、「健康格差の縮小」を実現し、県民が長く歯と口の健康を保ち、生涯にわたって健康で質の高い生活を確保すること、すなわち「健康寿命の延伸」を目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び平成25年4月に施行された「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき策定する歯科口腔保健施策に関する基本計画であり、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」の個別基本計画です。

また、「群馬県健康増進計画 元気県ぐんま21（第2次）」、「群馬県保健医療計画」「群馬県食育推進計画」、「群馬県高齢者保健福祉計画」、「群馬県障害者福祉計画」、「群馬県がん対策推進計画」、「健やか親子21inぐんま県民運動計画」と調和したものとします。

4 計画の期間

この計画は、平成26年度を初年度とし、平成30年度を最終年度とする5年計画とします。

なお、「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」第10条第2項の規定により、5年後（平成30年度）に進捗状況を評価し、見直しを行います。

5 計画の基本的な考え方

3つの施策の柱

この計画は、歯科口腔保健施策を総合的、計画的に実施するために策定することを踏まえ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策が行われることを基本とし、次の(1)から(3)を「3つの施策の柱」として、5年間の行動目標を定めます。

(1) 歯科口腔疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持向上に関する施策の推進（年代ごとの特性等を踏まえて）

① 歯科口腔疾患の予防

う蝕、歯周病、不正咬合、口腔粘膜疾患等の歯科口腔疾患がない社会を目指して、広く県民に歯科口腔疾患の予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する必要があります。

また、歯科口腔疾患の発症リスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣を改善できるようにする取組を組み合わせ、歯科口腔疾患を予防する必要があります。

② 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上

食べる喜び、話す楽しみなど生活の質の向上を図るためには、口腔機能の獲得・維持・向上が重要です。高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要です。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等を実施する必要があります。

(2) 障害児（者）や要介護者など定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健施策の推進

障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科口腔疾患の予防等による口腔の健康保持・増進を図っていく必要があります。

(3) 歯科口腔保健推進のために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、保健・医療・福祉等と連携し、推進体制を整備することが必要です。

歯科保健医療関係者に対する情報提供や研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターの設置について検討する必要があります。

また、歯科口腔疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）を受けることの勧奨を行う必要があります。

さらに、全身の健康と歯科口腔保健との関連が明らかとなってきた中で、糖尿病等の生活習慣病や口腔がんなどの歯科口腔疾患等に対応するため、医療連携による歯科口腔疾患対策の充実強化が必要です。

推進方策

行動目標は、「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」第11条第1項各号に掲げる「基本的施策」及び次の「推進方策」に重点をおいて定めます。

(1) 普及啓発

歯科口腔保健の推進は、個人の歯科保健に関する行動に影響されることから、県民の主体的な取組を支援するための歯科口腔保健に関する知識の普及・啓発活動や正しい情報の提供を行います。

また、歯科口腔保健の推進を図るため、「歯と口の健康週間」（毎年6月4日～10日）や「群馬県歯科保健大会」等を活用し、マスメディアやボランティア、学校教育等の経路を通じて普及啓発に努めます。

(2) 人材の育成

地域での歯科口腔保健を効果的に推進するには、歯科口腔保健関係者の資質向上が重要であるため、歯科医師、歯科衛生士、保健師など、歯科口腔保健関係者に対する研修会等を実施します。

(3) 連携体制の強化

効果的に事業を実施するために、地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係団体等との連携を図り、連絡調整を行います。

また、事業所、学校等で実施される歯科口腔保健に関する取組との連携を図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ります。

(4) 歯科保健医療提供体制の充実

全ての県民が、適切な歯科保健医療サービスを受けることができる総合的な体制の整備を図る必要があります。特に、障害があったり、介護を必要とする方や全身の疾患のある方などは、必要な歯科保健医療サービスを受けることが困難な場合があるため、このような方々への歯科保健医療に関する施策を推進します。

また、口腔状態が悪化すると全身の健康にも影響が及ぶ周術期（がん等の手術前後）において歯科保健医療サービスの提供が重要であるため、歯科と医科の連携体制の整備に努めます。

(5) 歯科口腔保健情報の収集及び提供

地域の状況に応じた歯科口腔保健対策を有効に実施していくためには、地域における歯科口腔保健の状況を常に把握している必要があります。地域の歯科口腔保健に関する情報を収集するとともに、必要に応じてその結果を提供します。

(6) 歯と口腔の健康づくりに関する調査研究

専門的立場から、地域での歯科口腔保健の重要性や新たな課題について必要に応じて調査・研究を行います。

第2章 群馬県の歯科口腔保健施策の現状と課題及び取り組むべき施策

1 歯科口腔疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持向上に関する施策の推進（年代ごとの特性等を踏まえて）

（1）胎生期

歯科的特徴

胎生期から口腔は形づくられ、乳歯及び永久歯の歯胚の形成は開始しているため、妊娠期の服薬や栄養障害などは、子どもの口腔や歯の形成に影響を与えます。

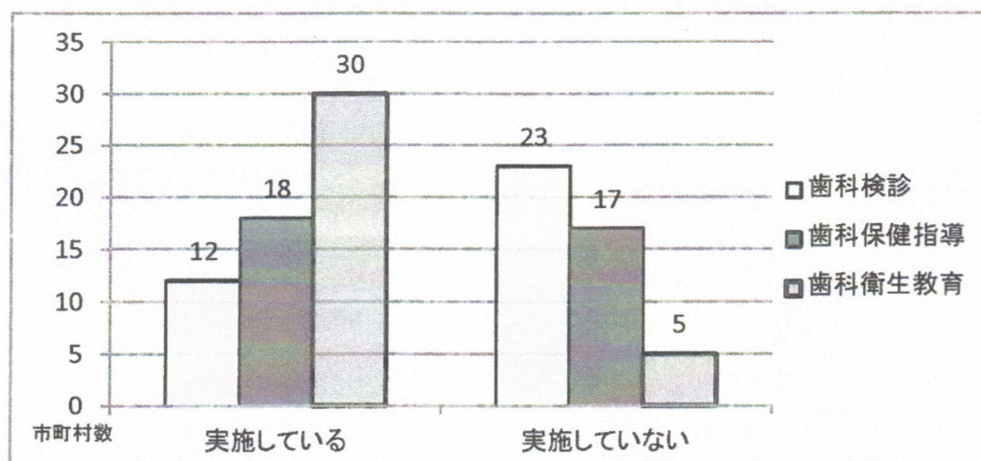
妊娠中は、ホルモンの関係や食生活習慣・つわり・喫煙・受動喫煙など生活環境の影響により、歯肉炎やう蝕になりやすく、特に口腔内のトラブルが起きやすい時期です。

現状と課題

妊婦を対象とした歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）を実施しているのは12市町村で、歯科保健指導については18市町村、歯科衛生教育については30市町村において実施されています。（図1）

近年、歯周病と早期低体重児出産との関連があることが明らかになってきており、妊娠期の歯周病予防のための歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導を受けられるように対策を講ずる必要があります。

図1 妊婦を対象とした歯科検診等の実施状況（平成24年度）



（保健予防課調べ）

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：親子の健全な歯・口腔の基礎づくり

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目標 (H30)
妊婦を対象とした歯科検診を実施している市町村の増加	12市町村 (H24)	15市町村
妊婦を対象とした歯科保健指導を実施している市町村の増加	18市町村 (H24)	25市町村

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 市町村における妊婦を対象とした歯科口腔保健対策の充実が図れるよう、関係機関と連携して支援します。
- ② 家庭において、妊婦が効果的な口腔管理や望ましい食生活が送れるよう、情報提供に努めます。

期待される取組

〔県民(妊産婦)〕

- ① 日頃から、規則正しい食生活、正しい歯みがき習慣など歯と口腔の健康づくりに家族ぐるみで取り組む。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診(健康診査及び健康診断を含む)、歯科保健指導、歯石除去等の予防処置を受けるよう心がける。

〔市町村〕

- ① 妊婦歯科検診(健康診査及び健康診断を含む)の実施や両親学級等に歯科口腔保健の内容を盛り込み実施するなど妊婦への健康教育の充実に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診(健康診査及び健康診断を含む)、歯科保健指導、予防処置を行い健全な歯科口腔保健の維持向上に努める。
- ② 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に大きな役割を果たしていることの普及啓発に努める。
- ③ 食育を推進し、子どもの健全な口腔機能の獲得・育成のための指導を行う。

〔医師、医療機関等〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ② 妊娠期の口腔管理や出産後の子どもの口腔管理の重要性の普及啓発に努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 両親学級などにおいて、歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さなどの普及啓発に努める。

(2) 乳幼児期 (出生～5歳)

歯科的特徴

出生直後から顎は発育します。特に新生児期の発育は著しく、適切な哺乳は顎の発育を促します。また離乳食を適切にすすめることで口腔機能を獲得していきます。乳歯は、生後6か月頃から生えはじめ3歳までに生えそろいます。

不適切な授乳方法（夜間の頻回授乳や哺乳瓶による甘味飲料の摂取など）や不規則な食生活習慣などにより、重症なう蝕になる場合があります。健全な口腔機能の発育やその後の永久歯列への影響を考慮し、乳歯のう蝕予防対策は重要です。

現状と課題

幼児期の乳歯のう蝕は、年々減少傾向にありますが、地域により格差があり対策が必要です。(図2)

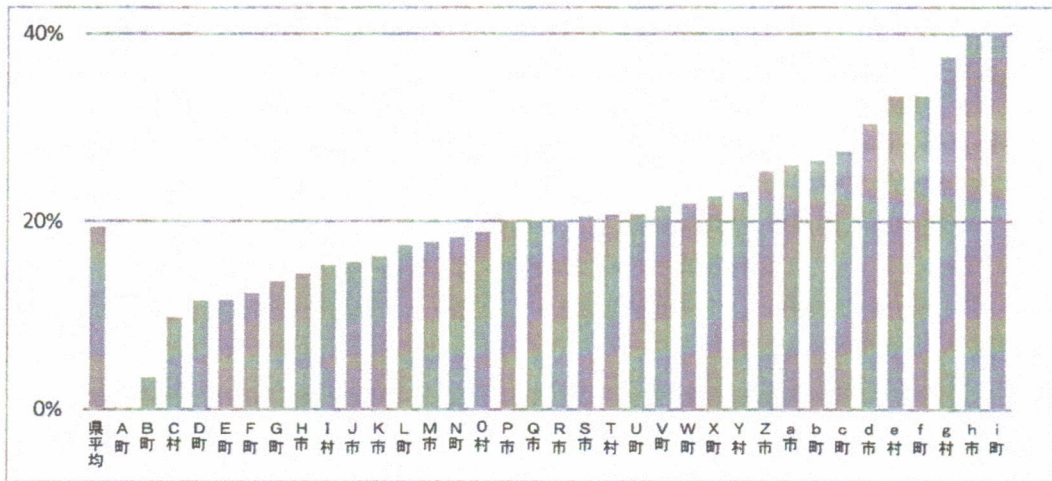
また、3歳児で不正咬合の状況は年々増加傾向にあり、口腔機能の発達についての課題への対応が望まれます。

健全な口腔機能の育成のために、乳児期（歯の生える前）からの対策を講ずる必要があります。

県内の保育園（所）・幼稚園において実施されている歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）結果について把握する必要があります。

5歳頃になると永久歯が生え始めますが、生え始めの時期がう蝕になりやすいため、永久歯のう蝕予防対策の強化が必要です。

図2 市町村別3歳児のう蝕保有者率の状況(平成24年度)



(平成24年度母子保健事業報告)

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：健全な歯・口腔の育成

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目 標 (H30)
3歳でう蝕のない児の割合の増加	80.7% (H24)	83%
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けている児の割合の増加	67.7% (H24)	70%
3歳児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する児の割合の減少	23.1% (H24)	20%
3歳までに3回以上フッ化物歯面塗布を実施している市町村の増加	28市町村 (H24)	30市町村
3歳で不正咬合等が認められる者の減少	11.0% (H24)	10.7%
フッ化物洗口を実施する市町村の増加	15市町村 (H24)	20市町村
4歳・5歳でう蝕のない児の割合の増加	未把握	把握・増加

課題解決のために県が取り組むこと

- ① う蝕予防や健全な口腔機能の育成のために、市町村の乳幼児歯科健康診査や歯科保健指導等の事業を支援します。
- ② 口腔機能の健全な育成のため、市町村や関係機関と連携して年齢や機能の発達に応じた哺乳や離乳食指導、口腔機能育成の取組を推進し、食育支援を行います。
- ③ 母子保健に従事する者が、歯と口腔の健康づくりに関する啓発や支援に取り組めるよう、知識や支援方法を習得できる機会の確保に努めます。
- ④ 歯と口腔の健康づくりを充実強化させるため、子育て支援関係機関との連携づくりを推進します。
- ⑤ 必要により希望者に対するフッ化物応用を行う場合は、期待される効果とリスクについて説明の上、歯科医師の指示のもと、効果的かつ安全に実施されるよう正しい知識の普及を図るとともに、関係職員等に対する研修等の実施に努めます。また、希望しない児とその保護者に対する配慮にも努めます。
- ⑥ う蝕の多い地域や多数のう歯を保有する児に対する対策など、市町村や関係機関と連携し、効果的な事業が実施できるよう支援に努めます。
- ⑦ 県内の幼稚園・保育所において実施されている歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）結果の把握に努めるとともに、幼稚園教諭や保育士等職員を対象とした正しい歯科口腔保健に関する知識の普及に努めます。
- ⑧ ネグレクト（育児放棄）と関連したう蝕多発や身体的暴力による歯の破折等の口腔の外傷などについて、歯科医療関係者に啓発するとともに、市町村や児童相談所等と連携して児童虐待の早期発見につなげるよう努めます。

期待される取組

〔県民（保護者等）〕

- ① 日頃から、規則正しい食生活、正しい歯みがき習慣など歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導、予防処置（必要により希望者に対するフッ化物歯面塗布等）を受けよう心がける。

〔市町村〕

- ① 家庭や地域での取組を支援するため、乳幼児健康診査や離乳食教室などの機会を利用して、積極的な情報提供や保健指導の充実に努める。
- ② う蝕予防のためのフッ化物応用に関する情報提供や保健指導を行うとともに効果的な歯科口腔保健に関する取組の充実に努める。
- ③ 児童虐待と子どもの口腔には関連があるので、各機関との連携により適切な対応に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や必要により希望者に対するフッ化物応用等を実施するとともに、歯科保健指導や食生活等の指導に努める。
- ② 食育を支援し、健全な口腔機能の獲得・育成のための食べ方の指導に努める。
- ③ 保育所等や市町村等が実施する歯科口腔保健に関する取組に協力し、効果的なう蝕予防策の助言や事業の提案などの支援に努める。

〔医師、医療機関等〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 乳幼児の保護者や園児等に対し、歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さなどの普及啓発に努める。

〔幼稚園教諭、保育士、幼稚園、保育所等〕

- ① 保護者に対して、正しいう蝕予防方法や間食の取り方、よく噛んで食べることの重要性などについての情報提供に努める。
- ② 園児の歯科口腔の状態を把握し、保護者へ情報提供するとともに要医療・要指導の園児について、保護者へ歯科医療機関の受診を勧める。
- ③ 歯科口腔保健に関する研修等に幼稚園教諭や保育士等職員を派遣するなど、職員の資質向上に努める。

(3) 学齢期（6歳～19歳）

歯科的特徴

乳歯から永久歯への生えかわりの時期で、かみ合わせや口腔機能が完成する時期です。

乳歯と永久歯が混合している時期で、一時的に歯並びが悪くなり、う蝕や歯肉炎になりやすい時期です。（12歳くらいに永久歯列が完成します）

生活習慣の改善について自ら行えるようになることから、歯や口の健康について自ら学ぶ健康学習や集団教育にもっとも効果があり、健全な歯や口の健康と全身の健康について学ぶ重要な時期です。

現状と課題

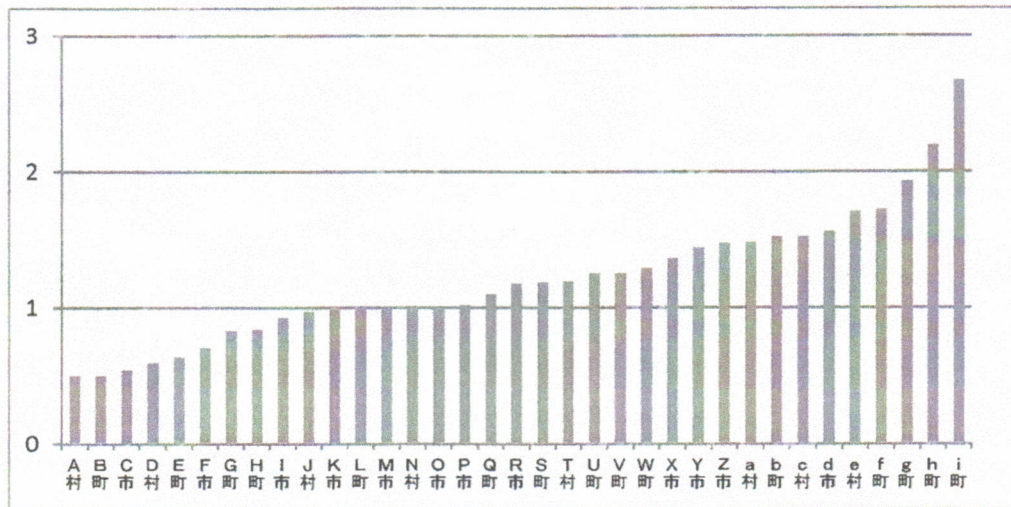
学校保健安全法に基づく歯科健康診断が行われています。

12歳児（中学1年生）の一人平均う歯数は減少傾向にありますが、地域により格差があり、対策が必要です。（図3）

中学・高校生では、食習慣や生活習慣が不規則になることが多く、う蝕や歯肉炎が増え、歯列不正等の生徒がみられます。

運動系の部活では、歯や顎骨の骨折や外傷がみられることから、マウスガード等の対策が必要です。

図3 市町村別12歳児の一人平均う歯数（平成24年度）



（平成24年度学校歯科保健調査）

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：健康観の育成、口腔状態の向上

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目標 (H30)
12歳児の一人平均う歯数の減少	1.1本 (H24)	1本
17歳における歯肉に炎症所見を有する者の減少	30.3% (H24)	28%

課題解決のために県及び県教育委員会が取り組むこと

- ① 効果のある教育方法・教材などの開発や、保健指導に従事する教職員の資質向上などを図ります。
- ② 学校歯科口腔保健に関する最新の情報の提供に努め、学校歯科健診データを収集分析し、地域の実情に応じた歯科口腔保健対策が講じられるよう支援します。
- ③ 学校や市町村等と連携を密にし、正しい知識の普及及び関係職員等に対する研修等の実施に努めるとともに、家庭や医療機関と連携した効果的な歯と口腔の健康づくりの取組を推進します。
- ④ 学校等において、必要により希望者に対して、集団的なフッ化物洗口を行う場合には、期待される効果とリスクについて説明の上、学校歯科医等の指導の下、フッ化物洗口ガイドライン（平成15年厚生労働省作成）に基づき安全に実施されるよう努めます。また、希望しない児童、生徒とその保護者に対する配慮にも努めます。
- ⑤ 児童生徒が、歯肉炎などの歯周病について、その原因や健康への影響及び予防方法を理解するとともに、正しい歯みがきや望ましい食生活などを身につけ、実践できるよう知識の普及と指導に努めます。
- ⑥ 健康な口腔でよく噛み、味わって食べることの重要性の啓発や一口30回以上噛むことを推奨する「噛ミング30運動」を推進します。
- ⑦ スポーツ等の事故による歯や顎等の外傷を防止するために、予防方法や抜けた歯の保存方法等について周知します。

期待される取組

〔県民(保護者・児童生徒など)〕

- ① 規則正しい食生活、正しい歯みがき習慣や仕上げみがきなど歯と口腔の健康づくりに家族ぐるみで取り組む。
- ② かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導、予防処置（必要により希望者に対するフッ化物歯面塗布等）を受けよう心がける。
- ③ 学校での歯科健康診断の結果に基づき、必要な治療等を受けさせる。

〔市町村〕

- ① 歯科健康診査等のデータを収集分析し、関係機関への情報提供に努める。
- ② 関係機関と連携を図り、必要により希望者に対するフッ化物応用など効果的な歯科口腔保健対策が円滑に推進できるよう努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① 学校歯科健康診断や歯科保健指導等に協力し、児童生徒へ適切な指導を行い、学校全体の効果的な歯科口腔保健活動（必要により希望者に対するフッ化物応用等）について助言を行う。
- ② かかりつけ歯科医として定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や必要により希望者に対するフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、シーラントなどの実施に努める。

- ③ 学校や家庭での取組を支援するため、児童生徒の歯と口腔の健康に関する知識の普及に努める。
- ④ 学校歯科医として、体育授業や部活動時において歯や顎の外傷に対する事故の予防や応急手当法について教職員等への指導に努める。
- ⑤ 食育を通じて、良く噛むことの大切さや食べ方について支援に努める。

〔医師、医療機関等〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さなどの普及啓発に努める。
- ② 学校栄養教諭として、食育を通して望ましい食生活やよく噛んで食べることの大切さなどの指導に努める。

〔教員、養護教諭、学校等〕

- ① 学校歯科健康診断の結果から、要指導の児童・生徒に対する歯科保健に関する指導の充実や科学的根拠に基づいた効果的な歯科口腔保健の取組に努める。
- ② 学校保健委員会を活用し、学校全体の口腔状況について把握し、学校保健計画に反映するよう努める。
- ③ 学校での歯科口腔保健に関する活動が実施しやすいよう、洗口場の整備や歯科口腔保健に関する活動時間の確保等に努める。

(4) 成人期 (20歳～64歳)

歯科的特徴

う蝕や歯周病等により歯を失い、口腔機能の低下を起ししやすい時期です。

生活環境の変化や生活習慣の乱れにより、歯口清掃などがおろそかになりがちです。う蝕や歯周病が増加する時期であり、歯科治療が必要であっても、通院が難しい年代でもあります。

成人期に増加する歯周病は、痛みなどの症状を伴うことが少なく慢性的に進行します。このため、症状が出てから受診したのでは遅く、加齢とともに歯周病が進行し、歯を失う原因になります。

さらに、心血管疾患、糖尿病、早産や低体重児出産などの全身の健康との密接な関連性が明らかになってきています。

歯を失う原因としては、う蝕と歯周病によるものが約8割です。年齢別の抜歯原因では、う蝕によるものは20歳から80歳まで年齢の違いによる差はあまり認められません。一方で、歯周病によるものは40歳頃から急激に増加し、う蝕によるものを有意に上回ります。そして、う蝕と歯周病は80歳に至るまで主な抜歯の原因になります。(平成22年度群馬県抜歯原因調査)。

抜歯した場合には、口腔機能の維持回復のための治療を行います。治療後に再びう蝕や歯周病によって歯を喪失しないために自身による徹底した口腔管理とかかりつけ歯科医による定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や口腔保健管理が必要です。

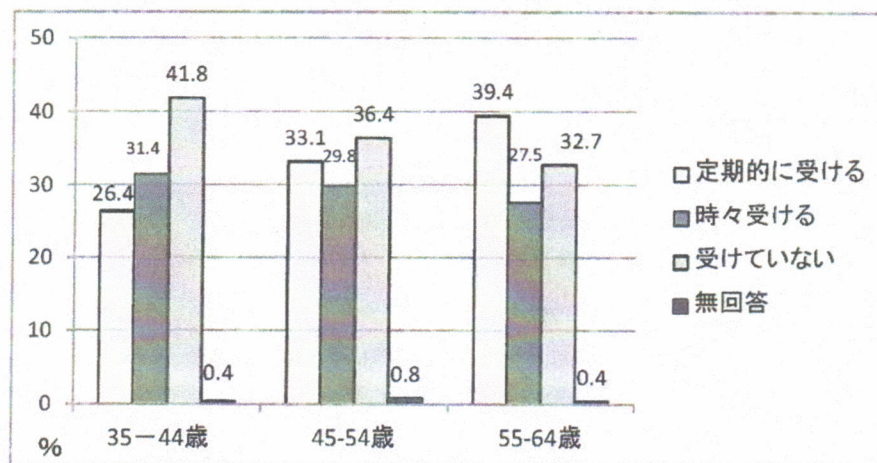
現状と課題

乳幼児期や学齢期と異なり、法に基づく歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）の実施の義務付けがされているものが少なく、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導を受けている者の割合は35歳～44歳の階層で26.4%、45歳～54歳の階層で33.1%と低い傾向があり（平成23年度群馬県成人歯科保健調査結果）、成人期の県民の歯科口腔保健意識の向上が課題となっています。

かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）を受ける者を増やし、歯科疾患を早期に発見し予防するとともに、自己管理のために歯口清掃方法やデンタルフロス又は歯間ブラシの使用方法などを広く県民へ普及啓発する必要があります。

さらに、歯周病と心血管疾患、糖尿病、早産や低体重児出産などの全身の健康との関連性や口腔がん等に対する知識を普及啓発するとともに、医療連携による歯科口腔保健対策を強化する必要があります。

図4 定期的な歯科検診を受けている者の割合（平成23年度）



（平成23年度群馬県成人歯科保健調査結果）

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：健全な口腔状態の維持・管理

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目 標 (H30)
40歳で喪失歯のない者の割合の増加	58.5% (H23)	65%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	40.0% (H23)	35%
40歳代における歯石除去や歯面清掃を定期的に受ける者の割合の増加	24.0% (H23)	32%
40歳代で歯間清掃用具を使用する者の割合の増加	34.4% (H23)	42%
40歳代でかかりつけ歯科医をもつ者の割合の増加	81.4% (H23)	85%
50歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	50.0% (H23)	45%
60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	68.5% (H23)	75%
健康増進事業における歯周疾患検診を実施する市町村の増加	15市町村 (H24)	20市町村
定期的な歯科検診を受ける者の割合の増加	26.4% (H24)	33%
喫煙により歯周病にかかりやすくなることを知っている者の割合の増加	43.5% (H22)	75%

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 成人を対象とした歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導の機会の確保や、効果的な歯科口腔保健に関する取組の実施のために市町村を支援します。
- ② 事業所での歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導を推進していくとともに、家庭や地域ぐるみでの歯科口腔保健対策を支援するため、住民主体の健康づくりの取組の支援に努めます。
- ③ う蝕予防対策としてのフッ化物応用を行う場合には、かかりつけ歯科医の指導・処方の下効果的かつ安全に実施されるよう、正しい知識の普及に努めます。
- ④ 歯の喪失防止のためのう蝕や歯周病の予防、喫煙などの生活習慣による影響や全身の疾患との関連性、口腔がん等に関する正しい知識の普及に努めます。

期待される取組

〔県民〕

- ① 日頃から、規則正しい食生活、正しい歯みがき習慣など歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導、歯石除去等を受けるよう心がける。

〔市町村〕

- ① 健康増進事業に基づく歯周疾患検診や健康教育、健康相談を実施し、歯科口腔疾患予防のための情報提供や保健指導を行うとともに、効果的な歯科口腔保健に関する施策の充実に努める。
- ② 家庭や地域での取組を支援するため、積極的に歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供や保健指導の充実に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① 市町村や事業所が実施する歯科口腔保健事業に積極的に協力し、効果的な歯科口腔保健に関する取組についての助言に努める。
- ② かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導、歯石除去等を実施し、家庭での取組に有益な知識や情報の提供に努める。
- ③ 歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）を通じて、口腔がんや口腔粘膜疾患等の発見に努める。
- ④ 歯科口腔管理が全身の健康保持に大きな役割を果たしていることや、喫煙と歯周病や口腔がん等の関連性についてなど、正しい知識の普及に努める。

〔医師、医療機関〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は、歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さなどの普及啓発に努める。
- ② 歯周病予防に関連した食事指導、栄養管理に努める。

〔事業所、保険者等〕

- ① 歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さなどの普及啓発に努める。
- ② 従業員の健康管理の一環として歯科口腔保健の普及啓発や歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導等の実施に努める。

(5) 高齢期（65歳～）

歯科的特徴

加齢や疾患、生活環境により歯や口腔の状態に個人差が広がる時期です。う蝕や歯周病による歯の喪失や唾液の減少といった口腔内の変化に加え、生活機能の自立度により口腔の機能が左右されるため、個々の状態に合わせた対応が必要です。

特に、摂食・咀嚼や嚥下などの口腔機能の低下は誤嚥性肺炎発症や栄養障害に直結し、全身的機能の低下を招き、高齢者の健康や生活の質に大きな影響を及ぼします。

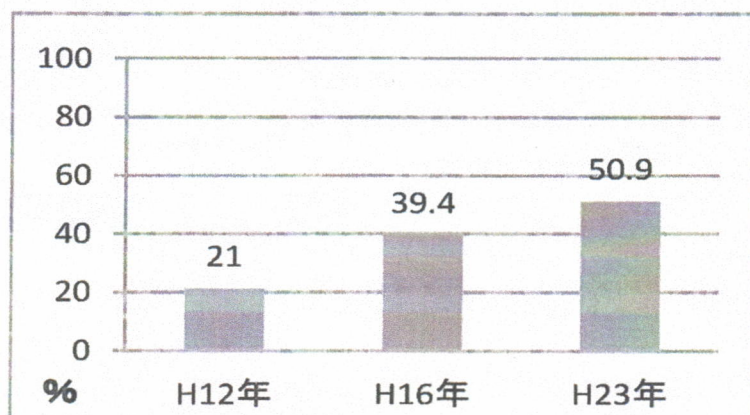
現状と課題

80歳で20本以上の自分の歯を保つことを目標とした「8020運動」を推進してきたところ、80歳で20本以上の自分の歯を保っている者の割合は、平成16年度では39.4%が、平成23年度では50.9%に増加しています。（図5）

一方、高齢化の進展、認知症の急速な増加など、高齢者が抱える多岐にわたる問題は口腔の状況や機能に影響し、これまでの歯科口腔疾患予防だけで対応することは難しくなることが予想されます。

今後は、歯科口腔疾患予防に加え、高齢者個々に応じた機能改善、生活の質の向上を目的とした口腔機能の管理や維持向上の対策が必要となります。

図5 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の推移



（群馬県成人歯科保健調査結果）

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：歯の喪失の防止、口腔機能の維持向上

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目標 (H30)
60歳代で食事中にムセたりすることがない者の割合の増加	82.6% (H22)	84%
80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	50.9% (H23)	55%

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 「8020運動」を推進し、歯の喪失予防のための知識の普及啓発に努めます。
- ② 安全に食べるためには口腔機能が重要であり、その維持向上のために必要な知識について普及啓発に努めます。
- ③ う蝕予防対策としてのフッ化物応用を行う場合には、かかりつけ歯科医の指導・処方の下効果的かつ安全に実施されるよう、正しい知識の普及に努めます。
- ④ 定期的な歯科受診を勧めるとともに、適切な口腔清掃や義歯の手入れの方法、口腔周囲のストレッチや唾液腺マッサージなどの口腔機能維持向上の方法を広く普及します。

期待される取組

〔県民〕

- ① 日頃から、規則正しい食生活、正しい歯みがき習慣や正しい義歯の手入れなど歯と口腔の健康の維持向上に取り組む。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導、歯石除去等を受けるよう心がける。

〔市町村〕

- ① 介護予防のための情報提供や保健指導を行うとともに、効果的な歯科口腔保健に関する取組の実施に努める。
- ② 家庭や地域での取組を支援するため、介護予防教室などの機会を利用して、積極的に口腔機能の維持向上のための情報提供や保健指導の充実に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導を実施するとともに、口腔機能低下を予防するための支援に努める。
- ② 市町村などが実施する歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）などに協力し、口腔機能の維持向上が図れるよう支援し、効果的な事業の提案などに努める。

〔医師、医療機関等〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は、歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、嚥むことの大切さ、口腔機能の維持向上のための知識の普及に努める。
- ② 口腔の機能にあった食事指導・栄養管理指導の実施に努める。

2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健の推進

(1) 障害児（者）

歯科的特徴

障害の種類と程度が歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科受診に大きな影響を及ぼします。

たとえば、受診・治療の拒否、姿勢維持の困難、コミュニケーションのとりこなしなどに加え、合併症や服薬の影響により対応が制限され、時に検診や歯科受診の機会を奪うこともあり、歯科治療を困難にします。

歯みがき等による歯科口腔疾患の予防も難しく、薬の副作用などでう蝕や歯肉炎・歯周炎が発症しやすく、重症化する傾向もあり、家族や施設職員などの周囲の協力が不可欠です。

刺激に対する過敏や不随意運動等により、口腔清掃や歯科治療が困難になる場合があります。

現状と課題

県内の障害児（者）入所施設等や在宅における障害児（者）の歯科口腔保健の状況は十分に把握されていない状況があります。

定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉との連携を密にし、う蝕や歯周病を予防できる体制の整備が必要です。

また、豊かな食生活を送るためにも摂食嚥下指導等を受けられる体制の整備が必要です。

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：定期的な歯科検診・歯科保健医療の推進

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目 標 (H30)
障害児（者）入所施設や通所施設等での定期的な歯科検診実施率の増加	未把握	把握・増加
障害児（者）入所施設や通所施設等での定期的な歯科保健指導実施率の増加	未把握	把握・増加

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 県内の障害児（者）入所施設等や在宅における障害児（者）の歯科口腔保健の状況について把握に努めます。
- ② 障害児（者）の口腔機能の向上について、地域の保健・福祉・医療の連携に努めます。
- ③ 障害児（者）の口腔機能の向上が図れるよう、介護者や施設職員等に対する指導や講習を実施するとともに、関係職種に対する研修を実施します。
- ④ 障害児（者）に対する適切な歯科保健医療が提供できるよう、従事する歯科医師・歯科衛生士の技術向上のための研修を実施します。
- ⑤ 地域における障害児（者）を受け入れる歯科医療機関等について名簿の作成や県民への情報提供に努めます。
- ⑥ 必要により希望者に対するフッ化物応用を行う場合は、期待される効果とリスクについて説明の上、歯科医師の指示のもと、効果的かつ安全に実施されるよう正しい知識の普及を図るとともに、関係職員等に対する研修等の実施に努めます。また、希望しない児（者）とその家族に対する配慮にも努めます。

期待される取組

〔県民〕

- ① 日頃から、規則正しい食生活、正しい歯みがき習慣など歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導及び予防処置（歯石除去や必要により希望者に対するフッ化物歯面塗布等）を受けるよう心がける。

〔市町村〕

- ① 障害児（者）の家族等に対し、必要により希望者に対するフッ化物応用に関する情報提供や保健指導を行うなど、歯科口腔疾患の予防のための支援に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、予防処置及び口腔機能の向上に努める。

- ② 障害児（者）に対する定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や口腔機能の向上の支援が可能な歯科医師の育成に努める。
- ③ 訪問等における口腔機能の向上を担うことができるよう技術の習得に努める。
- ④ 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に大きな役割を果たしていることについて啓発に努める。
- ⑤ 地域における障害児（者）を受け入れる歯科医療機関等について情報提供に努める。
- ⑥ 施設入所者や通所利用者の家族に対する積極的な支援や指導に努める。
- ⑦ 障害児（者）の口腔機能にあった摂食・嚥下リハビリ等に努める。

〔医師、医療機関等〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は、歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 歯と口腔の健康づくりの重要性について普及啓発するとともに、障害児（者）の摂食嚥下機能にあった食形態の指導や栄養管理指導等に努める。

〔障害児（者）関係施設等〕

- ① 施設入所者や通所利用者の健康管理の一環として、口腔清掃や定期的な歯科検診に積極的に取り組むとともに、家族に対する歯科口腔保健に関する支援に努める。
- ② 歯科口腔保健や摂食嚥下指導に関する研修等に職員を派遣するなど、職員の資質の向上に努める。

（2）要介護高齢者

歯科的特徴

要介護状態にある高齢者では、加齢や疾患、認知機能低下等が進行することで口腔機能、特に会話に必要な発音機能や摂食・嚥下機能が低下します。それにより生活の質の低下を招くだけでなく低栄養や誤嚥性肺炎といった生命にかかわる状態も起きます。

現状と課題

本人の全身的な問題や介護者の高齢化などにより歯科医療機関への通院が困難な場合があるため、かかりつけ歯科医の機能強化を図る必要があります。

現在、在宅や介護施設等においても訪問歯科診療を安全に受けることができるように、保健・医療・福祉の連携体制構築のため、平成22年度から在宅歯科医療連携室整備事業を富岡甘楽歯科医師会へ委託して実施しています。

県内の在宅及び入所する要介護高齢者の歯科口腔保健の現状については、十分に把握されていないため、今後は、要介護高齢者の口腔内状況等を把握するとともに、入所者に対する定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）や口腔機能維持管理のための実施体制を整備する必要があります。

在宅要介護者が自宅においても、必要な歯科治療や居宅療養管理指導や訪問口腔衛生指導などを受けることができるよう医療、介護関係者と連携して在宅歯科医療体制の充実を図る必要があります。

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：定期的な歯科検診、適切な歯科医療の推進、口腔機能の維持・管理及び向上

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目 標 (H30)
介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	未把握	把握・増加
介護老人福祉施設・介護老人保健施設での歯科保健指導実施率の増加	未把握	把握・増加

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 施設入所要介護高齢者や在宅療養している高齢者の歯科口腔保健の実態を把握し、これに基づく効果的な対策を推進します。
- ② 口腔内を清潔に保ち口腔機能の維持向上を図ることが誤嚥性肺炎を予防するなど全身の健康保持に重要であり、歯と口腔の健康管理の重要性について広く県民に啓発します。
- ③ 在宅訪問歯科診療や介護保険サービス等が安心して受けられるよう、関係機関と連携し、取組を推進します。
- ④ 介護関係者を対象とした歯科口腔保健や歯科口腔疾患の知識の普及啓発、研修を実施します。
- ⑤ 口腔機能の維持・管理及び向上について専門職を対象とした研修を実施します。
- ⑥ 地域における在宅要介護高齢者の訪問歯科診療を行う歯科医療機関等について県民へ情報提供するよう努めます。

期待される取組

〔県民（介護者等）〕

- ① 日頃から、食前・食後や就寝前の口腔清掃や義歯の手入れ、口腔の体操を行うなど歯と口腔の健康づくりに心がける。
- ② かかりつけ歯科医をもち、必要な口腔清掃方法の指導や歯科治療を受けるように心がける。

〔市町村〕

- ① 訪問口腔衛生指導の実施に努める。
- ② 関係機関と連携し、在宅でも必要な歯科治療や居宅療養管理指導等を受けられるよう努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① 要介護高齢者に対するかかりつけ歯科医を育成し、定期的な歯科検診や訪問口腔衛生指導、訪問歯科診療等の実施に努める。
- ② 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ③ 訪問口腔衛生指導や介護予防事業における口腔機能向上サービスの技術の習得に努める
- ④ 誤嚥性肺炎を予防し、安全で適切な食生活を送るための知識の普及に努める。

〔医師、医療機関等〕

- ① 歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要と判断された場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 摂食嚥下機能にあった栄養管理や咀嚼嚥下機能の重要性などについて普及啓発に努める。

〔介護職員、介護保険事業者、介護施設等〕

- ① 歯科医療機関と施設が協力して定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や口腔機能維持管理に取り組むとともに、介護者に対する口腔清掃等に関する支援に努める。
- ② 口腔機能管理や摂食・嚥下指導に関する研修等に職員を参加させるなど、職員の資質向上に努める。

3 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

(1) 人材の確保と育成

現状と課題

歯科口腔保健対策を総合的に推進するためには、保健・医療・福祉と連携し、推進体制を整備する必要があります。

歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）の受診勧奨など、県の歯科口腔保健施策の拠点となる口腔保健支援センターの設置について検討する必要があります。

県や市町村に歯科技術職員（歯科医師・歯科衛生士）を適正に配置し、効果的な事業の企画・実施・評価を行うことが望まれます。

関係職種に対する歯科口腔保健に関する最新の情報提供を行うとともに、関係機関や団体等と連携し、総合的に歯科口腔保健に関する施策に取り組む必要があります。

県民に歯と口腔の健康づくりの啓発を行うため、住民主体の歯科口腔保健に関する取組を推進するボランティアなどの養成が望まれます。

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：総合的・計画的な歯科口腔保健の推進体制の構築

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目標 (H30)
歯科口腔保健の取組を推進する住民ボランティアの養成	—	500名

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 口腔保健支援センターの設置について検討し、歯科口腔保健に関する調査研究や情報提供、専門職への研修会等を実施します。
- ② 一般県民や多職種を対象に、歯科口腔保健に関する講座などを開催し、住民主体の歯科口腔保健に関する取組が可能なボランティアを養成します。
- ③ 多様化する歯科保健医療ニーズに対応するため、「群馬県在宅歯科衛生士バンク」登録者の確保と登録者の資質向上を図ります。

期待される取組

〔市町村〕

- ① 総合的・計画的に歯科口腔保健を推進するために必要な歯科医師・歯科衛生士の確保に努めるとともに、歯科口腔保健関係職員の資質向上に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ① 適切な歯科口腔保健サービスが提供できるよう、研修会などを通じて技術の習得に努める。
- ② 歯科口腔保健と全身の健康との関連について、医科や多職種との連携が図れるよう情報収集・情報提供に努める。

〔医師、医療機関等〕

- ① 口腔ケアと誤嚥性肺炎予防についてや、糖尿病や喫煙と歯周病との関連等、歯科と全身の健康との関連について情報収集・情報提供に努める。

〔管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 研修会等を通じて歯科口腔保健に関する知識の習得に努める。

(2) 医療連携による歯科口腔疾患対策

現状と課題

歯周病と糖尿病は相互に関係し、その発症や重症化の要因になることから、糖尿病患者の歯周疾患予防及び治療を実施する歯科医師と医師との連携等が必要です。

周術期（がん等の手術前後）の口腔機能管理の取組や、がん治療の副作用、合併症の予防や軽減等、患者の療養生活の質の向上を目指し、医療連携による口腔機能管理体制の整備や栄養管理・リハビリテーションの推進など多職種間での連携を推進することが必要です。

口腔がんは早期に治療することが重要であり、歯科検診等の機会を活用して早期発見に努める必要があります。

また、歯周病をはじめ、口腔がんのリスクを高める要因となる喫煙に関する啓発や脳卒中後の口腔機能を回復させ、誤嚥性肺炎等を予防するための口腔機能の向上に取り組むことが必要です。

目指すべき方向と目標

目指すべき方向：総合的な歯科口腔疾患対策の推進体制の構築

<目標指標>

目 標 項 目	現 状	目標 (H30)
周術期（がん等の手術前後）の口腔機能管理を行う歯科医療機関数の増加	未把握	増加

課題解決のために県が取り組むこと

- ① 喫煙は歯周病の進行や口腔がん等に影響があることから、歯科の観点から多職種と連携し禁煙・受動喫煙防止などのたばこ対策に取り組みます。
- ② 脳卒中後の早期口腔機能リハビリや誤嚥性肺炎予防のための口腔機能の向上を推進します。
- ③ がん診療医療機関と歯科医療機関が連携し、周術期（がん等の手術前後）の口腔機能管理が適切に実施できるように支援します。
- ④ 糖尿病治療医療機関と歯科医療機関との連携が図れるよう支援します。

期待される取組

〔市町村〕

- ① 事業を円滑に実施するために、地域の歯科医療機関や関係団体等との連携に努める。

〔歯科医師、歯科衛生士・歯科医療機関等〕

- ① 歯科口腔保健の一層の充実、強化を図るため、関係職種や関係団体等との連携に努める。
- ② 周術期（がん等の手術前後）の適切な口腔機能管理技術の習得に努める。

〔医師、医療機関、医療機関等等〕

- ① 歯科保健医療サービスによる対応が必要な場合には歯科医療機関や歯科医師等との連携に努める。

第3章 計画の推進と進行管理及び評価

1 推進体制と役割

県民一人ひとりの生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを進めるにあたっては、セルフケア（予防）と専門家によるケア（治療）を基本に、行政、医療保険者、学校、事業所などの取組が相乗されて効果を上げるものであるもので、群馬県はもとより市町村、県民、関係機関等がそれぞれの機能を活かした役割を担い、相互に補完しあい、連携をしながら協力する体制を構築する必要があります。

各々が求められる役割とは「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」第4条から第9条に掲げてあるとおりですが、このほか歯科口腔保健に関する施策の実施主体である市町村の役割は重要です。住民に身近で頻度の高い歯科口腔保健に関するサービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえると、この計画の最終目標である「健康寿命の延伸」の前段の目標の「健康格差の縮小」についても、市町村の歯科口腔保健に関する取組が大きく関わってきます。

2 計画の進行管理と評価

計画の実施にあたっては、行政、歯科医療等業務従事者、保健医療従事者、教育保育関係者、事業者、労働衛生に携わる者及び医療保険者等、歯と口腔の健康づくりに関わる様々な立場の委員による会議において、毎年度計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて、推進方法の見直しなどの進行管理を行います。

参考資料

個別目標一覧

分野	目標項目	目標の方向	現状	目標(H30)	出典	元気県ぐんま21 (第2次)目標 (H34)
胎生期	妊婦を対象とした歯科検診を実施している市町村の増加	増	12市町村	15市町村	保健予防課調べ (H24)	50% (18市町村)
	妊婦を対象とした歯科保健指導を実施している市町村の増加	増	18市町村	25市町村	保健予防課調べ (H24)	新規
乳幼児期	3歳でう蝕のない児の割合の増加	増	80.7%	83%	市町村母子保健事業報告 (H24)	85%
	3歳までにフッ化物歯面塗布を受けている児の割合の増加	増	67.7%	70%	市町村母子保健事業報告 (H24)	75%
	3歳児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する児の割合の減少	減	23.1%	20%	市町村母子保健事業報告 (H24)	15%
	3歳までに3回以上フッ化物歯面塗布を実施している市町村の増加	増	28市町村	30市町村	市町村母子保健事業報告 (H24)	90% (32市町村)
	3歳で不正咬合等が認められる者の減少	減	11.0%	10.7%	市町村母子保健事業報告 (H24)	10%
	フッ化物洗口を実施する市町村の増加	増	15市町村	20市町村	保健予防課調べ (H24)	70% (25市町村)
	4歳・5歳でう蝕のない児の割合の増加	増	未把握	把握・増加	H26調査予定	新規
学齢期	12歳児の一人平均う歯数の減少	減	1.1本	1本	学校保健統計調査 (H24)	0.9本
	17歳における歯肉に炎症所見を有する者の減少	減	30.3%	28%	学校保健統計調査 (H24)	20%
成人期	40歳で喪失歯のない者の割合の増加	増	58.5%	65%	成人歯科保健実態調査 (H23)	75%
	40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	減	40%	35%	成人歯科保健実態調査 (H23)	30%
	40歳代における歯石除去や歯面清掃を定期的に受ける者の割合の増加	増	24%	32%	成人歯科保健実態調査 (H23)	40%
	40歳代で歯間清掃用具を使用する者の割合の増加	増	34.4%	42%	成人歯科保健実態調査 (H23)	50%
	40歳代でかかりつけ歯科医をもつ者の割合の増加	増	81.4%	85%	成人歯科保健実態調査 (H23)	90%

分野	目標項目	目標の方向	現状	目標(H30)	出典	元気県ぐんま21 (第2次)目標 (H34)
成人期	50歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	減	50.0%	45%	成人歯科保健実態調査(H23)	40%
	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	増	68.5%	75%	成人歯科保健実態調査(H23)	80%
	健康増進事業における歯周疾患検診を実施する市町村の増加	増	15市町村	20市町村	健康増進事業実績(H24)	80% (28市町村)
	定期的な歯科検診を受ける者の割合の増加	増	26.4%	33%	成人歯科保健実態調査(H23)	40%
	喫煙により歯周病にかかりやすくなることを知っている者の割合の増加	増	43.5%	75%	群馬県民健康・栄養調査(H22)	100%
高齢期	60歳代で食事中にムセたりすることがない者の割合の増加	増	82.6%	84%	群馬県民健康・栄養調査(H22)	85%
	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	増	50.9%	55%	成人歯科保健実態調査(H23)	60%
障害児者	障害児(者)入所施設や通所施設等での定期的な歯科検診実施率の増加	増	未把握	把握・増加	H26調査予定	新規
	障害児(者)入所施設や通所施設等での定期的な歯科保健指導実施率の増加	増	未把握	把握・増加	H26調査予定	新規
要介護高齢者	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	増	未把握	把握・増加	H26調査予定	新規
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での歯科保健指導実施率の増加	増	未把握	把握・増加	H26調査予定	新規
人材の育成	歯科口腔保健の取組を推進する住民ボランティアの養成	増	—	500名	H26～養成講座開催	新規
医療連携による 歯科口腔疾患対策	周術期(がん等の手術前後)の口腔機能管理を行う歯科医療機関数の増加	増	未把握	増加	H26調査予定	新規

※「目標の方向」は、現状値より増加を目指すものを「増」、現状値より減少を目指すものを「減」としています。

用語解説

■あ行

○医療連携（いりょうれんけい）

高度な医療設備や専門性のある技術をもった医療機関と、身近にある地域の医療機関等とが連携しながら、適切な医療を提供し、病気の治療や早期発見に努めることを目的とするネットワークのこと。

○う蝕、う歯（うしょく、うし）

口の中の細菌が糖質から作った酸によって歯が溶かされた状態を「う蝕」、う蝕のある歯を「う歯」という。（「むし歯」のこと）

○嚥下（えんげ）

食べ物の塊が気管に入り込まないように呼吸運動と協調させ、食べ物が食道を通過して胃に送り込まれる過程のこと。

■か行

○かかりつけ歯科医

患者さんのライフサイクルに沿って、口と歯に関する保健・医療・福祉を提供し、地域に密着したいくつかの必要な役割を果たすことができる歯科医師のこと。

○学齢期（がくれいき）

本計画においては、小学校1年生（6歳）から満20歳に達するまでの期間のこと。

○科学的根拠に基づいた効果的な歯科口腔保健の取組

むし歯予防のための効果的な取組の代表としてはフッ化物の応用（フッ化物配合歯磨剤・フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口など）がある。また、シーラント（むし歯になりやすい奥歯の溝に合成樹脂を詰めて予防する方法）や砂糖の摂取量・摂取回数の制限もその一つ。

○嚙ミング30（かみんぐさんまる）

厚生労働省が提唱している、食事の際に一口30回嚙むことを目標とする取組。

○群馬県在宅歯科衛生士バンク（ぐんまけんざいたくしかえいせいしばんく）

市町村や学校、施設等において歯科保健指導事業に従事する歯科衛生士の登録バンクで、昭和62年度に創設され、現在約180名の歯科衛生士が登録している。

○居宅療養管理指導（きょたくりょうようかんりしどう）

在宅療養者へ、歯科医師や歯科衛生士が訪問し指導や助言を行うサービスのこと。

○健康格差（けんこうかくさ）

地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。

○健康寿命（けんこうじゅみょう）

日常的に介護を必要とせず、自立して健康的な日常生活を送ることができる期間のこと。

○誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）

口腔内の細菌が唾液や食べ物と一緒に誤って気管に入ること（誤嚥）で起こる肺炎のこと。

高齢者など嚥下機能が低下している方がかかりやすく、抵抗力が低下した状態にかかる命に関わることもある。

予防するためには、口腔内をきれいにするのが最も身近で効果的な方法。また、誤嚥を減らすために食べる機能を維持向上させるトレーニングを行ったり、食べ物にとろみをつけて飲み込みやすくする工夫も有効な方法。

○口腔（こうくう）

口の中の空所で、鼻腔や咽頭に連なる部分。

舌や歯があり、消化管の入り口として食物の摂取・咀嚼（そしやく）・消化を行うほか、発声器・補助気道としても重要。狭義には、口の中の空間をいうが、口の中の歯茎、顎、口蓋、頬、口腔粘膜、唾液腺などを含めて使う。

○**口腔機能（こうくうきのう）**

食べる機能だけではなく、話す、感情や心理表現、呼吸機能など多様。健康や生活の質に大きな影響を及ぼす。

○**口腔機能維持管理（こうくうきのういじかんり）**

施設入所者に対して歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が行う専門的な口腔のケアと職員等が行う日常的な口腔のケアを、効果的・効率的に行うこと。

○**口腔機能の向上（こうくうきのうのこうじょう）**

美味しく、安全な食生活を営むために、歯磨きなどにより衛生状態の改善を図るとともに、口腔の持っているあらゆる働きを健全に維持向上させること。

○**口腔清掃（こうくうせいそう）**

歯磨きなどにより、口腔内の衛生状態の改善を図ること。

○**口腔保健支援センター（こうくうほけんしえんせんたー）**

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、都道府県が設置できるとされており、歯科口腔保健に関する事業の企画・立案、研修、行政内の関係部局や行政外の関係機関・団体等との調整などを行う。

■**さ行**

○**在宅歯科医療連携室（ざいたくしかいりょうれんけいしつ）**

歯科医療機関への受診が困難な要介護者や障害者が、在宅で歯科医療を受けられるために、医科や介護等の他の関係分野と連携を図る窓口のこと。
県内では平成 25 年度現在、富岡甘楽口腔保健センターに設置されている。

○**シーラント**

むし歯予防のため、むし歯になりやすい奥歯の溝に合成樹脂を詰めて予防する方法。

○**歯周病（ししゅうびょう）**

歯肉炎が進行し、歯周病原細菌の感染によって、炎症が深部の歯根膜および歯槽骨に波及した状態（歯周炎）。
最近では、歯周病と全身疾患の関係が深いことが明らかになっている。

○**歯肉炎（しにくえん）**

歯肉に限局した炎症性の疾患で、一般的に歯みがきなどの清掃が不十分であると、歯垢（しこう）、歯石が歯や口腔粘膜の表面にたまり、歯肉炎がおこる。歯肉の充血、腫れ、出血などがみられるが自覚症状は少ない。

○**歯肉肥大（しにくひだい）**

歯肉が増大すること。原因としては遺伝性、ホルモン性、炎症性、腫瘍によるもの、薬剤性がある。

薬剤性では、ある種の抗けいれん薬の服用によるものがあり、歯肉が肥大して歯が覆われたり、歯の傾斜や位置が変わることがある。歯垢の付着や歯石沈着により悪化するため、歯磨きと歯石除去で清潔に保つ必要がある。

○**歯胚（しはい）**

歯と歯の周囲の組織のもとになる細胞の集まりのことで、歯胚からエナメル質、象牙質、歯髄（しずい）などがつくられる。乳歯と永久歯は、胎児期から出生後にかけて時期は異なるが形成される。

○**受動喫煙（じゅどうきつえん）**

他人の吸ったタバコの煙を周囲の人が吸わされること。

○**食育（しょくいく）**

生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの。

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

○咀嚼（そしゃく）

食べ物を口に取り込んだ後、咬み取り、細かくつぶし、唾液と混ぜ合わせ、飲み込みやすい状態にするまでの過程のこと。

■な行

○ネグレクト

児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待の行為類型の一つ。「健康・安全への配慮を怠る」「食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢」などの行為のこと。子どもに対するネグレクトは、育児放棄、育児怠慢とも言う。

■は行

○廃用症候群（はいようしょうこうぐん）

学術用語。生活不活発病ともいう。

安静状態が長期に続くことによって起きる心身機能の低下の状態のことをいい、筋萎縮、関節硬縮、褥（床ずれ）、骨粗鬆症などがある。

○歯と口の健康週間（はとくちのけんこうしゅうかん）

毎年6月4日から10日の1週間で、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発とともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、国民の健康の保持増進に寄与することを目的に、昭和33年から「歯の衛生週間」の名称で実施していた。（昭和3年に「むし歯予防デー」として実施開始）平成25年度から名称を「歯と口の健康週間」に変更。

○不正咬合（ふせいこうごう）

歯のかみ合わせが、正しいかみ合わせではない状態のこと。障害のある方では、筋の緊張や舌の押し出し等によって歯や顎に繰り返し力が加わることや、口を開けて呼吸をする癖が不正咬合の原因になることがある。

○フッ化物

フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に使用されるのは、一般にフッ化ナトリウム（NaF）、フッ化第一スズ（SnF₂）、リン酸酸性フッ化ナトリウム（APF）である。工業用フッ化物としてフッ化水素（HF）がよく使用されるが、むし歯予防ではこのような強酸性のフッ化物は使用されない。

○フッ化物応用

フッ化物を使用した、むし歯予防方法のこと。

日本では、局所応用である①フッ化物配合歯磨剤の利用（市販歯磨剤の9割に配合され、セルフケアとしての応用は生涯を通じて推奨される）②フッ化物歯面塗布（医療行為であり、乳幼児を対象に医療機関や市町村における乳歯のう蝕予防法として推奨される）③フッ化物洗口（保育園、幼稚園、学校等で行われ、永久歯のう蝕予防効果を高めるため、永久歯の萌出が観察される4～14歳での実施が推奨される）が利用されている。

なお、フッ化物応用を集団で実施する場合は、学校（園）関係者の他、学校（園）医、学校薬剤師等にも事前に十分説明し、正しい知識と理解を得た上で、保護者を対象に具体的方法、期待される効果及びリスクについて十分説明し、理解と協力を求め、必要により承諾書を取り実施する。

フッ化物応用は、飲食やむし歯原因菌が糖質を分解して酸を出すことにより、溶け出したミネラルを戻す作用を促進し、エナメル質の結晶性の向上、口腔細菌の代謝活性を抑制し、むし歯予防に有効。

■ま行

○マウスガード

口の中の保護装置で、マウスピース、マウスプロテクター等とも呼ばれている。衝撃を吸収する柔らかい樹脂でできており、口腔内を外傷から保護するための装置。

群馬県歯科口腔保健推進計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	分 野
蟻 坂 是 心	群馬県保育協議会 副会長	教育保育関係
石 原 隆	群馬県学校歯科医会 専務理事	歯科保健医療関係
井 田 泉	県議会厚生文化常任委員会 委員長	県議会
金 井 正 子	群馬県栄養士会 専務理事	保健医療福祉関係
川 島 崇	群馬県医師会 理事	保健医療福祉関係
神 戸 節 子	群馬県歯科衛生士会 会長	歯科保健医療関係
木 村 早 苗	前橋市 健康増進課予防指導係長	行政
小 泉 信 雄	吾妻保健福祉事務所 所長	行政
佐 藤 ひとみ	群馬県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホームひかりの里介護職員)	保健医療福祉関係
清 水 邦 男	群馬県国民健康保険団体連合会 (群馬県保険者協議会事務局長)	事業所、労働衛生関係
関 口 慶 雄	群馬県法人会連合会 専務理事	事業所、労働衛生関係
寺 村 裕 司	群馬労働局 健康安全課長	事業所、労働衛生関係
長 居 由 子	群馬県重症心身障害児(者)を守る会 副会長	県民
宮 下 英一郎	群馬県歯科医師会 専務理事	歯科保健医療関係
森 島 愛一郎	群馬県歯科医師会 常務理事	歯科保健医療関係
山 田 佳栄子	群馬県私立幼稚園協会 副会長	教育保育関係
横 尾 聡	群馬大学大学院医学系研究科 顎口腔科学分野 教授	学識経験者

(50音順：敬称略)

群馬県歯科口腔保健推進計画策定委員会幹事名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
健康福祉部医務課 課長	川 原 武 男
健康福祉部介護高齢課 課長	渡 辺 隆 男
健康福祉部保健予防課 課長	津久井 智
健康福祉部子育て支援課 課長	金 田 昇
健康福祉部障害政策課 課長	根 岸 信 宏
教育委員会健康体育課 課長	林 康 宏

○群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例

平成二十五年三月二十六日条例第十七号

群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔(くう)の健康づくりが県民の全身における健康の維持増進及び回復に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号。以下「法」という。)に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び歯科口腔保健の推進に係る保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に関わる者の役割を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 二 保健医療福祉関係者 保健、医療又は社会福祉に係る業務に従事する者であつて、歯科口腔保健に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの(歯科医療等業務従事者及び教育保育関係者を除く。)をいう。
- 三 教育保育関係者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校又は専修学校において幼児、児童、生徒又は学生の歯科口腔保健に関する指導を行う者及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する保育所その他の保育を目的とする施設において乳幼児の歯科口腔保健に関する指導を行う者をいう。
- 四 医療保険者 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。

(基本理念)

第三条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民の口腔機能の獲得、低下の軽減及び維持向上を図るため、胎生期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に歯科口腔保健に関する施策を推進すること。
- 二 県民が自ら生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る施策その他関連施策の有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念に基づき、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めるとともに、市町村と連携を図り、地域の状況に応じた歯科口腔保健に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、歯科医療等業務従事者、保健医療福祉関係者、教育保育関係者、事業者及び医療保険者(以下「歯科口腔保健関係者」という。)と連携し、歯科口腔保健に関する必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、事業者、医療保険者その他の歯科口腔保健に関する取組を推進する者(以下「事業者等」という。)が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、歯科口腔保健に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び理解を深め、歯科疾患の予防に向けた取組を行うこと。
- 二 県、市町村又は事業者等が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること。
- 三 定期的に歯科医師による歯科検診(健康診査及び健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。以下同じ。)及び歯科医師又は歯科衛生士による歯科保健指導を受けることにより、口腔の健康を保持すること。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第六条 歯科医療等業務従事者は、県又は歯科口腔保健関係者(歯科医療等業務従事者を除く。)が実施する歯科口腔保健に関する施策又は取組への協力及び県民に対する歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努

めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第七条 保健医療福祉関係者は、その業務において県民の歯科口腔保健の推進及び県の歯科口腔保健の推進に関する施策への協力に努めるものとする。

(教育保育関係者の役割)

第八条 教育保育関係者は、乳幼児、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）に対する歯科口腔保健に関する取組の実施並びに学生等及びその保護者に対する歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

(事業者、労働衛生に携わる者及び医療保険者の役割)

第九条 事業者及び労働衛生に携わる者は、県内の事業所で雇用する従業員が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨を行い、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、県内の被保険者が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨を行い、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(基本的事項の策定等)

第十条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第十二条の規定により厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案して、県民の歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 県は、前項の規定により基本的事項を定めた場合は、おおむね五年ごとに評価を行い、これを見直すものとする。

(基本的な施策)

第十一条 県は、県民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発
- 二 県民に対する定期的な歯科検診及び必要に応じた保健指導を受けることの勧奨
- 三 定期的な歯科検診及び必要に応じた保健指導又は歯科医療を受けることが困難な障害のある者、介護を必要とする者、精神疾患又は認知症を有する者等に対する歯科口腔保健に関する施策
- 四 専門家による口腔ケア及び必要により希望者に対して行うフッ化物の使用等科学的根拠に基づく口腔疾患予防のための効果的な施策
- 五 新生児期から始まる健康な身体づくりのための歯科口腔保健に関する施策
- 六 妊娠期から幼児期における親子の歯科口腔保健の推進及び健全な口腔機能の獲得のための施策
- 七 生活習慣病及びがん等の周術期における歯科口腔保健に関する施策
- 八 前各号に掲げるもののほか、県民の歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

(歯科口腔保健に関する取組への支援)

第十二条 県は、歯科口腔保健の推進を図るため、歯科医療等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の歯科口腔保健に関する取組への支援の充実に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する実態調査)

第十三条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、県民の歯科口腔保健の実態について、おおむね五年ごとに必要な調査を行い、適切な手段により、その結果を県民に公表するものとする。

(歯科口腔保健の知識の普及のための県民運動)

第十四条 県は、歯科口腔保健に関する県民の理解及び関心を深め、積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、毎年六月四日から同月十日までの一週間を「歯と口の健康週間」と定めるとともに、別に定める時期に歯科口腔保健に関する大会を開催することにより、歯科口腔保健が県民運動として定着するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、県民の歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後五年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

